

備前市議会事務局障害者活躍推進計画

備前市議会事務局では障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づき、障がい者の雇用推進と職業生活での活躍に関する計画を作成しましたので公表します。

令和 2 年 4 月

備前市議会事務局

機関名	備前市議会事務局
任命権者	備前市議会議長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
備前市議会事務局における障害者雇用に関する課題	備前市議会事務局においては、職員総数が5人程度の小規模な機関であり、議会事務局で障がい者を有する職員（以下「対象職員」という。）に限定した非常勤職員の募集・採用は行っていない。 対象職員が在職していないこともあり、大きな問題、課題に直面していることはない。
目標	
① 採用に関する目標	今後、対象職員が在職する可能性も考慮し、雇用の推進に関する理解を促進する。
② 定着に関する目標	なし
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○議会事務局には人事担当責任者が居ないため、障害者雇用推進者は市長部局の総務課長を選任する（令和元年10月11日に選任済み。）。 ○今後、対象職員が配属された場合には、相談・フォロー体制を構築する。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○在職中に疾病・事故等により障がい者を有し、業務遂行が困難となった者から相談があった場合は、事務局長が率先して総務課と連携して負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○定期的な面談の設定及び必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。